

令和元年度 第8回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和2年2月28日（金）9時30分 ～ 11時25分
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、岡部委員、木下委員、五嶋委員、田中稲子委員、中村委員、堀江委員、藤井委員、宮澤委員
欠席委員	押田委員、片谷委員、田中伸治委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 19人）
議 題	1 （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書について 2 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階環境配慮書について 3 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階環境配慮書について 4 北仲通北地区（A地区）再開発計画に関する事業内容等修正届出書について
決定事項	令和元年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 令和元年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし 2 議題 （1）（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書について 【奥 会 長】 1月28日の審査会で説明した内容に誤りがあり、これを訂正したいとの申し出が事業者からあったということです。この点について事務局から説明をいただきたいと思います。 また、前回審査会で事業者から御説明いただいた内容について、当日御欠席された横田委員に改めて御説明いただくよう事務局にお願いしておりましたので、その点についても説明をお願いします。 その後、前回の意見聴取を踏まえて、事務局が市長意見（案）を作成しているとのことですので、説明を受けたいと思います。 【事 務 局】 会議録の訂正の申出がありました。資料を添付しております。「会議録の訂正の申出について」です。土地区画整理事業の事業者から1月28日に開催された審査会での御説明の際の発言により、会議録に残った数字の言い間違いがあったということです。正誤表の形でお示ししていますが、1月28日の会議録10ページ23行目、10ページ45行目に出てきます数字に言い間違いがあったので訂正をしたいということです。御確認をお願いします。 続きまして、横田委員が前回御欠席でした。事業者から補足説明が前回（の審査会で）ありました。その関係で2月19日の午前、事業者とともに横田委員のもとにお伺いしました。そこで、前回お示した補足説明資料に基づいて審査会の場と同じ御説明をしました。特に土地区画整理事業でゾーニングをかけていくのですが、土地区画整理事業でも農地を計画的に残していくという御説明をしたところ、横田委員からは、「よくわかりました」という言葉をいただいています。横田委員への補足説明の報告は以上です。	

イ 市長意見（案）について事務局が説明した。

ウ 質疑

- 【宮澤委員】 修正意見ですが、1 全般的事項（2）のゾーンについての説明を、ということですが、これは含んでいるのかもしれませんが、できれば明確にする意味で加えてほしいのが、「物流ゾーンの選定」とあり、次に「配置に関する考え方」とあります。その前にでも後にでも良いのですが、面積・割合と言いますか、ボリュームについてと配置に関する考え方をできれば加えていただきたいと思います。
- 【奥会長】 今の御意見はゾーンごとの面積という意味ですか。
- 【宮澤委員】 どうしてそういう面積・割合になったのかについてです。
- 【奥会長】 「配置に関する考え方」の中に含まれていると言え、含まれているのかもしれませんが、事務局の考えをお願いします。
- 【事務局】 今の御意見を受けて、「物流ゾーンの選定、配置に関する考え方及び」というところがあります。「物流ゾーンの選定、面積、配置に関する考え方」という形でよろしいでしょうか。
- 【奥会長】 それでは、「面積」という言葉を追加していただくということになります。
- 【藤井委員】 確認と、できれば一つ入れていただきたいのですが、全般的事項のところ、**「周辺の生態系と繋げて考える」**という、もともと事業者等からの説明にあったのでここには入らないのかもしれませんが、もし入るのであれば、入れたほうが良いと思います。また、個別（の環境要素に関する事項）のところ、**（公園整備事業の）市長意見案のところには入っているのですが、「相沢川を活かした整備を検討してください」という部分を是非入れていただきたいと思います。**
- 【奥会長】 今、2点御意見がありました、周辺の生態系との繋がりを意識して、ということと、相沢川という具体的な川の名称も入れるということですが、事務局お願いします。
- 【事務局】 周辺の生態系については、先ほどの1 全般的事項（2）の「選定、面積、配置」の配置の中で説明をしていこうと考えています。これまで、審査会の中で先生から御発言いただいた内容に配意して市長意見を作成しています。市長意見、行政の文書としてはこういう言葉になりますが、実際に事業者と実務的な協議をする中では、その場で先生方から御発言頂いたものを、一つの根拠としてやり取りしていきますので、御理解いただければと思います。
- 【奥会長】 今の回答は、相沢川についても同様だということですか。具体的には事業者とのやり取りの中で説明をしていくということですか。
- 【事務局】 この中で議論されていますので、そのような説明の仕方で対応したいと考えています。
- 【奥会長】 川を特定して挙げるかどうかは別として、1 全般的事項（2）の文章の中に**「周辺の環境や生態系の状況も踏まえつつ」**など、「配置に関する考え方及びその決定の経緯について」の後に言葉を入れるということはあるのかな、とは思いますが、いかがでしょうか。
- 【事務局】 それで結構です。
- 【奥会長】 藤井委員、そのようにするというのでよろしいでしょうか。

【藤井委員】	(うなづく様子)
【奥会長】	具体的な御指摘の内容については、事務局と事業者とのやり取りの中でしっかりと検討していただくように、勘案していただくようにしていくということですのでよろしいでしょうか。
【五嶋委員】	個別の環境要素に関する事項の(2)のアの「事業実施想定区域に存在するまとまった草地が減少し」という文章についてです。配慮書にも関連する記述があると思いますが、草地が減少する、あるいは緑地が4割ぐらい減少する、そのことについての影響の議論があるかと思います。生態系への影響は、草地が減少するだけでは当然ありません。私からの提案としては、まず、この文章に主語を立てる必要がある。つまり、「本事業による」、「本事業が」等です。本事業によって草地の減少、緑地の減少、その他総合的な因子が生態系の影響に繋がるというような考え方を打ち出す必要があると思います。「草地が減少し」というのは、あくまで具体的な例に過ぎなくて、そのことだけが生態系に影響を与えるわけではないですよね。そういった意図で書かれていますが、その考え方というのは配慮書の中にも見て取れるような気がするので、要素ごとの分析ではなく、本事業が生態系に与える影響というのは総合的なものであるという認識が必要だと思います。工事による影響も考えられますし、水流系にも影響を与えるかもしれませんし、地下水へ影響があるかもしれません。そういった総合的なインパクトを評価した上で、本事業が進められていくべきです。この点は気になる場所ですので、是非、御検討いただきたいと思います。
【事務局】	主語を入れることについてですが、「本事業の実施による」を追加します。 今回、「草地が減少し」と具体的な表現を使っています。この部分について多少幅を広げて、「草地が減少する等」(とするのはどうでしょうか。)
【奥会長】	それで良いと思います。主語をこれだけに立てるとするのは全体のバランスもありますので、案としては「事業実施想定区域に存在するまとまった草地が減少するなど、本事業の実施による生態系への影響が想定されることから」としていただければ良いかと思います。
【五嶋委員】	それで良いです。
【事務局】	はい。その通りにします。
【奥会長】	それでは、そのように修正させていただきます。
【宮澤委員】	藤井委員に質問ですが、先ほどの周辺の環境との調和を勘案、考慮して、とのお話がありましたが、ここは、むしろ、市民の森がいくつかありますが、それとの連続性とか、それとの連続性を観光ゾーン、公園ゾーンを含めて確保する、とか、そういう考慮をしてほしい、など具体的にしたいほうが明確になりませんか。この点について藤井委員の意図がよく分からなかったものですから。生態系というと周辺全体になりますが、それよりも、特にここの部分の連続性を意識して配慮する、としたほうが、藤井委員の御発言の意図が明確になりませんか。
【藤井委員】	もし具体的にできるものであれば、具体的なものを出していただきたいのですが、その線引きをどの辺まで考えていいのかが分かりませんでした。宮澤委員がおっしゃることはもっともですので、具体化できる部

分については具体化したほうが良いと思いますが、どこまで踏み込んでいいのか、私が判断できませんでした。先ほどの事務局の説明だと、全体の中に含まれている、この言葉の中に色々なものが含まれている、ということでしたので、それで良いかと思いました。この点については会長の方から御判断いただければと思います。

【奥会長】

市長意見全体のトーンとして、個別具体的な場所や固有名詞を出すということはこれまでもしていません。割と抽象的な表現で広くカバーできるようなやり方で、今までもまとめてこられたと思います。ただ、実際の事業者とのやり取りの中では、今までも市民の森が隣接してあるわけで、そことの連続性を考慮すべきだという御意見は、審査会の中でも出されていますので、事業者も承知していますし、事務局もそことの連続性が踏まえられていないような計画案が出てきたならば、事業者に対して指摘していくという所だろうと思いますので、今後の具体的なやり取りの中で担保されていく、という風に御理解いただければいいかと思います。そういった内容がこぼれ落ちてしまわないように、拾い上げられるような表現になっているかどうかという観点で確認していただければと思います。

先ほどの1 全般的事項（2）については、修正案を申し上げましたが「周辺の環境、生態系との繋がりも踏まえつつ」ということで、市民の森との連続性についてもカバーできるのかなと思いますが、それでいかがですか。よろしいですか。

【木下委員】

市長意見案を読みますと、土地買収で事業を行うものと、区画整理という、いわゆる地権者が存在しながら進めていく事業、その差異というのはここでは見えませんが、1 全般的事項（5）の中で、そういう部分が含まれているのでしょうか。地権者の方からは、土地利用も含めて環境を守るといようなものも出てくるでしょうし、一方で環境保全のほうでそういう話も出てくるとありますが、ここでの広く意見というのは、両方が入っているという趣旨と捉えていいのでしょうか。

【事務局】

今の話は、事業のスキーム、用地の取得の仕方の話ということでしょうか。事務局としては、環境の保全の見地からやり取りをさせていただきます。

区画整理で整備することは分かっていますが、さらに区画整理で整備した中で、用地をどういう風に手当てするかはこれからの話になります。今回、環境の保全の見地という立場でそこまでは踏み込んでいません。

【奥会長】

それでは、1 全般的事項（2）に修正が入りますが、「ゾーンの選定、面積、配置」ということで「面積」を入れることと、「決定の経緯について、周辺の環境や生態系との繋がりを踏まえて、内容が十分理解されるよう分かりやすく方法書に記載してください。」としてください。「繋がり」は若しくは「連続性」でも良いかと思います。

2 個別の環境要素に関する事項（2）アのところで、「草地が減少するなど、本事業の実施による生態系への影響が想定される」としてください。

これらの修正を事務局が行うということによろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【奥 会 長】	修正した上で市長意見として事業者に送付するという事でお願いします。
(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書について	
ア 配慮市長意見（案）について事務局が説明した。	
イ 質疑	
【岡部委員】	全般的事項の4番目のところで、ゾーニングのところを適切にわかりやすくということですが、確か、時系列的に、最初は博覧会があるので公園として整備しているのだけれども、その後は賑わいゾーンになるというお話があったかと思います。「適切に」に含まれるのかもしれないですが、時間的な経過でこう変わっていくのだということが分かっているので、少し具体的に、例えば、「時系列で」とか、そのような言葉を入れることは難しいでしょうか。
【事 務 局】	「適切に」というのは、岡部委員がおっしゃいます通り、時系列的なところも含めてと考えております。 その件につきましては、事務局の方から事業者に先生からそういった意見がありましたので、時系列的なところも分かるような形で書けるところまで書いていただきたいというお願いをしてまいりたいと思います。
【奥 会 長】	岡部委員の御意見としては、その時間的なその変化というの、表現として盛り込んでいただきたいということですね。
【岡部委員】	そうですね。この4番目のところに。
【奥 会 長】	5番目です。
【岡部委員】	5番目ですね。「適切に」に含まれるのかもしれないのですが、やはり、ここが問題になっていたかと思うので、何か言葉として入れることはできないのかなと思うのです。事業者に言っていただくのは、もちろんですけども。
【事 務 局】	では、「適切に」の前に、ですね。
【奥 会 長】	「時間的な変化も含め」、「時間的な変化も含め」とか、そういう表現でよろしいですかね。
【事 務 局】	「経緯が分かるような」という形がよろしいですか。
【奥 会 長】	経緯というか、計画自体が、事業自体が段階を追って進行していく、変化していくわけですよ、その時間的にこう事業が変化していく、その変遷が分かるようなことですよ。
【事 務 局】	「時間的な変遷が分かるように」、そういう趣旨で。
【奥 会 長】	変遷の方がいいですね。「時間的な変遷も含め、適切に分かりやすく方法書に記載してください」
【事 務 局】	はい。
【奥 会 長】	まあ変遷というのは、時間的なものになるとも思われますね。
【事 務 局】	ちょっと二重になると思うのですが。
【奥 会 長】	そうですね。「事業計画の変遷」、ちょっとそこは言葉を精査するとして、入れていただくことにしたいと思います。
【事 務 局】	そのような趣旨が入るような形で検討していきます。
【五嶋委員】	2ページ目のエネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用のところでは。

まず、ちょっと最初に質問があるのですが、太陽エネルギー使用、太陽光発電設備というのは、私の理解では未完成なもので、まだ効率化を上げる余地があって、研究の途上にあるものだと思っているのですが、それはどうなのですか。まだ、未完成ですよ。まだ、どんどん効率化を図るという可能性があるのですよね。私の具体的な提案としては、配慮市長意見の中に、こうしてはどうかと思うのですが「太陽光発電設備を導入する際は、エネルギー利用の効率化の観点の基本にして、生態系に配慮した配置や規模となるよう努めてください」。どういうことかという、藤井委員の指摘にも関係するのですけれど、未完成なものを大々的に設備、装置を設置するのはいかがなものかという視点を入れたらどうかと思うのですよ。未完成で、まだ十分効率化が望めるものでないものを、非常に広い範囲に渡って設置するというのはいかがなものかと、環境に配慮するべきであるという考え方ですね。例えば、試験的にやるのであれば、通常はエリアを限って、研究してどんどん効率を上げていくことをやるだろうし、もう出来上がっているものであれば、完成形であれば、それはもうエネルギーの効率化という観点が一番ベースになるはずなので、そういうことが文言の中に入っているべきじゃないかなと。

【奥 会 長】 太陽光発電は、もう既に確立されていますので。

【五嶋委員】 確立されているわけですか。

【奥 会 長】 はい。そうですね。それで、事業者としては、太陽光等ですから、太陽光だけに限らないかもしれませんが、再エネ施設については公園整備と合わせて導入を検討していくという意味で言っているのです、それはそれでぜひやっていただく、そのエネルギー効率を高めていくことも含めてやっていただいているのですが、その一方で出てくるマイナス影響にもちゃんと配慮してくださいねということを、この配慮市長意見では言っているのです。

【五嶋委員】 そのマイナス影響というのは、具体的には、そこが面積的に占められることによって緑地が減るという意味なのか、具体的にはどういうことなのか。

【奥 会 長】 藤井委員が指摘してくださったところですね。もう一度、言っていたいてもよろしいですか。

【藤井委員】 配置や規模の問題については、特にその規模の問題で、一番問題になっているのは、特に草地性の場所に大面積で太陽光発電のパネルを置いてしまうと、いろいろな動物と植物、特に鳥などがそれを嫌がってそこからいなくなって、離れてしまう傾向があります。特に、山とかこういう草地では問題になっていて、草地性の鳥類がいなくなってしまうような問題であるとか、あとは、トンボの類がそこを水辺と勘違いして卵を産んでしまうとか、いろいろな問題が出てきているのです。国土の中で空いている部分をみんな太陽光にしてしまうと、メガソーラーのような形で今流行って広がっているのですが、それが鳥類に対してだけでなく、いろいろな生物に対して影響が出ているという事例がどんどん学会でも発表され始めていて、今は、その問題を集約して世間に周知しなければいけないという世間の流れなのです。ですから、この前言ったのは、分散させるとか、一か所にメガソーラーみたいなものを大々的に、

衛星写真から見てもわかる大規模な太陽光ができてしまうと生態系にかなり影響が出るものだと思いますし、そういうのをやめようという世間の流れがあるので、それはできれば避けてほしいというお願いです。

【五嶋委員】

わかりました。そしたら、もし、この文章をもっと分かりやすくすると、一定の面積を占めるためとか、あるいは、一定の広い面積を占めることがあるためとか、そういうのがないと分かりにくいなと思います。もっと言うなら、配置と規模のどちらが非常に重要か、両方大事だと思うのですが、規模の方が大事かもしれないとか、そういう考え方で、もっとわかりやすくした方がいいかなと思います。

【藤井委員】

配置と規模は多分同じイーブンなぐらいに重要な点になると思います。例えば、公園の下のエリアですね、生態系を守る公園のエリア（自然環境保全エリア）は、あそこに思いっきりソーラーを作ってしまうとかなり影響が出てしまうと思います。けれども、例えば物流を誘致した、そういう場所の周辺であれば影響が少なくなる可能性がありますし、周辺の環境との連続性を作ったときにどこが一番問題になるかというと、配置は当然かなり重要になってくると思います。それプラス、例えば、物流だからメガソーラーにしていよいよ全部一面にしまうのもどうかと思いますし、両方が同じくらい重要な問題かと思っています。

【奥会長】

文章としてはこれでよろしいのではないかと思います。生態系への影響もそうですけれども、（９）と関連しますが、景観ですね。やはりこの周辺の景観に調和したものであるということも、こういう再エネ施設を導入する際の重要な視点なので、この文章に「生態系や景観に配慮した」という、「景観」という言葉を入れていただくといいかなと思います。それはどうですか。

【事務局】

そうしますと、「周辺の生態系や景観に配慮した」という形にしたいと思います。

【菊本副会長】

審査会のこれまでのところで意見を出していなくて申し訳ないのですが、メガソーラーを造る場合は、やはり樹木なり草木なり伐採します。それで雨水がそのまま地面に入っていくことになって、傾斜地の場合は土砂災害とかを起こす可能性もありますから、今、会長から言っていたその後に、「及び防災」というのを追加していただくといいかなと思います。「周辺の生態系、景観及び防災」とかですね。

【事務局】

はい。

【奥会長】

よろしいですか。では、防災の観点も入れていただくとして、いずれにしても、メガソーラーになるかも分かりませんし、恐らくそうならないと思いますが。公園整備をどうやって行くのか自体も全く分からない中ですよね。今後具体化していく中において、どういう再エネ施設を検討されているのかということも分かってくると思いますから、そこで具体的に審議会で御指摘いただければと思います。市長意見案としましては、「生態系・景観及び防災」ということで、まとめさせていただければと思います。

【岡部委員】

質問ですけれども、10番目の交通集中の回避というところで、そのために事業者が配慮しているところはいいのですが、市長意見のところに、「公共交通機関の利用促進を図ってください」と入れているのですが、一般的にこの配慮指針のこういう書式（配慮市長意見）の時に

は入れるから入れたというもののなのでしょうか。

この議論は審査会では特に意見が出なかったと思うのですが、この次の3番目の事業（（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業）との関連で、やはり公共交通機関というのはここでも促しているのが必要になるみたいな、関連性もあるのでここに入れていたという理解なのでしょうか。

【事務局】 この意見については、岡部委員のおっしゃる通り、審査会では議論になっているものではございません。ただ、土地区画整理事業の方で、観光・賑わい施設などが入ると交通集中のようなことが起こるのではないですかといった田中先生の御発言があったこともありますし、そういったことも踏まえて、こういう形で入れてございます。公園では、前に、小柴の方で公園の事業（（仮称）小柴貯油施設跡地公園整備計画）がありまして、皆さんに御意見をいただいたことがございますが、その際にもこういったことは入れさせていただいたかと思えます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。

【木下委員】 審査の時に申し上げなかったもので、申し訳ないのですが、今の10番のところですが、この中にいわゆる自転車の入り込みというのはどうなるのでしょうか。配慮書ではちょっと読み取れないところではあります。

【奥会長】 特に駐輪場の整備とか、そういった記述は特になかったですね。配慮書の中には。

【事務局】 配慮書の中には、駐輪場の記載は、公共交通機関に自転車が入るかというところとちょっと入りにくいかもしれませんが、自転車の需要といったところの観点を追加していきますか。

【木下委員】 環境影響というところでは、それほどという話かもしれませんが、実際は、ああいう中では自転車というのは非常に歩行者から見ると怖い存在ですよね。ですから、やはり自転車駐車場の配置とか、あるいは自転車利用の仕方といったものは、今の段階から考えておいていいのではないかと思います。

【奥会長】 確かに自転車で来られる方たちは、どこに自転車を置くのか、そういう場所をどう確保するつもりなのか、そういったところは、視点としてはまだ示されていないところですね。

【事務局】 では、「自動車、自転車利用についても、周辺の安全に配慮した計画を検討してください」といったような趣旨でいかがでしょうか。

今のお話ですけれども、「自転車の利用については、公園利用者に配慮した計画となるよう検討してください」といったような趣旨でよろしいでしょうか。

【五嶋委員】 自転車というのに、あえて言及していいのかなと思うのです。私は個人的には、この公園の中は歩いて行ってもらえばいいのではないかと。ただ、それは今後の議論になってくると思うのですけれども、安全性の面とか、そもそも健康増進とかといった面で言えば歩いてもらった方がいいので、そういう観点は今後の議論になると思うのです。ここで書くとそこを必ずやる、自転車を利用するのだと言っているような感じがするのです。やっぱり今後の議論に残しておく必要があると思います。

【奥会長】 恐らく、市長意見として言いたい趣旨は、マイカー利用はできるだけ

控えてもらうように利用者には促してくださいということですよね。自転車も、マイカー以外の交通手段としては当然含まれるものなので、「利用者に対するマイカー以外の交通手段の利用を促すとともに、それに応じた対策を検討してください」そういうことでどうですかね。あんまり自転車だけを出しせずに。

【事務局】 木下委員の御意見がよろしければ。

【奥会長】 そういう趣旨ですよ。自転車も当然、機能しなければいけないし、徒歩で行ける方は、徒歩で行っていただければいいし。

【木下委員】 五嶋委員がおっしゃったのはよく分かるのですが、広いものですから、そこだけでという話になるのかどうかはありますので、一応検討課題に挙げておいていいのではないかと。ですから、今のよう形での市長意見でよろしいのではないかと私は思います。

【奥会長】 マイカー以外の交通手段、移動手段を促すとともに、それに応じた対策を検討してくださいといったようなことで、それでよろしいですかね。自転車はどうするかというところは、視点としては抜けているので、それは事務局から事業者の方に伝えていただいて、ということをお願いできればと思いますが。いかがでしょう。

【中村委員】 今の点はいいのですが、ここに書かれている公共交通機関といった場合に、さっき小柴の例が出ましたけれども、小柴はこれから利用する時の公共交通機関というシーサイドラインとかをすぐに思い浮かぶのですが、ここの公共交通機関は、相鉄線の瀬谷駅ぐらいです。あとは全部道路が多くあるというのがこの地域の特徴です。東名が走っていますし、246号が走っています。

ここの公共交通機関は何を事務局としては考えているのか、質問させていただきます。

【事務局】 確かに、今は瀬谷駅でございますし、今後どういった交通ネットワークになるかというのは、まだ定かではないのですが、そういったネットワークが形成されていきますので、そういった公共交通機関を使っていたきたいということでございます。

ここは、今後テーマパークを核としたというものを設置すること考えておりまして、かなり広域的な方の利用ということも想定されますので、そういった人達もマイカーで来るのではなく、公共交通機関を使って来ていただければといったものもございますので、そういった意味でこのように入れています。

【奥会長】 先ほどの修正案は、公共交通機関という言葉はなくして、マイカー以外の移動手段、交通手段というふうにしていいただければいいかと思って御提案したので、それでよろしいですかね。公共交通手段に限らず、他の、自身の足でも自転車でも含まれるような表現にした方がよろしいかと思いますので、そのようにさせていただきます。

【奥会長】 一通り御意見いただきまして、それでは、全般的事項の5つ目のポツですね。時間的な変化、変遷が分かるようにというような表現も、表現は検討しますが、いずれにしてもそれを入れていただくと。

それから(6)のところですね。生態系だけではなくて、景観と防災ということ、それも加えていただくと。(10)のところは、「利用者に対してマイカー以外の移動手段、交通手段の利用促進を図るとともに、そ

れに応じた対策を検討してください」というような表現にさせていただく。

これで、よろしいですかね。いただいた御意見を踏まえた修正案とさせていただきます、事務局の方では、それでは、今のような修正点を踏まえて市長意見を確定していただければと思います。お願いいたします。

(3) (仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書について

ア 配慮市長意見(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【木下委員】

この事業の必要性については色々な角度から議論があったと思います。全般的事項の4段目で、その部分については記述がありますが、交通システムを考えているわけですから、配慮書1-2ページの図にある、瀬谷駅から事業地区、都市整備を行う地域に入っていくところについては、ただ単に軌道システムだけで良いのか、例えば、歩行や自転車などを含めた形での交通体系があり得るはずだと思います。そういう中で、中量輸送軌道システムをどのように使おうとしているのかについては、よく説明しておく必要があります。事業の必要性をよく把握しておくことが大事だと思います。

少なくとも、関連する交通体系の検討を併せて行うなど、時系列的に交通需要が変わってくると思いますので、もう少し具体的に書き込んでおいたほうが良いのではないかと思います。

【奥会長】

全般的事項の4ポツ目の書きぶりについてです。事業の必要性を検証して示して欲しい、そのときに将来予測も当然ありますけれど、他の交通システム、交通体系の中でのこの事業の役割や位置付けも踏まえた事業の必要性を明確にするとともに、ということだと思います。事業の必要性の前に「交通需要の予測及び他の交通システムとの関係性も踏まえて、事業の必要性を明確にするとともに」(を追加する)ということになるのでしょうか。そういった趣旨ですか。

【木下委員】

そうです。

【奥会長】

全体の交通計画の中でのこの事業の位置付けをもう少し明らかにしてほしい、との趣旨ですので、こちら(他の交通システム)ではなくこれ(中量軌道輸送システム)という説明ではなく、全体の中でのこれ(中量軌道輸送システム)という説明をして欲しいという意味ですので、うまく表現ができればと思います。

【事務局】

御意見の趣旨は理解しました。ただ、上瀬谷ラインの整備事業ということですので、市長意見としてつけるのであればこのような記載になります。

機関分担の話が出て、瀬谷駅からここ(上瀬谷)までの輸送能力や、今あるインフラを総合的に勘案して、軌道という話になっていますので、今後、そこは当然明らかにすべきと考えております。

【奥会長】

「他の交通システムではなく」の部分を変えれば良いのかもしれませんが。「他の交通システムとの役割分担」や「他の交通システムとの関係性も踏まえ」とすれば、木下委員の意図が汲み取れると思います。

【事務局】

木下委員の趣旨としては、地域全体の交通体系を記載し、その中で上瀬谷ラインがどういう位置付けにあるのかを明らかにしていただきたい

という話だと思います。

【木下委員】　　そこまで大きくは言いませんが、少なくともライン上（の交通体系）です。

【事務局】　　配慮書1-2ページに掲載されている瀬谷駅からこちらの地区まで行くラインについて、地域とは言わないまでも、ここの交通体系がどうなるのかということかと思います。それこそ、道路や歩道の整備をどのように行っていくのかという話だと思います。

そういった話であると、上瀬谷ラインという事業の範囲を超えた大きな話になります。上位計画の中で作っていくことになるので、意見として入った場合、答えられなくなる可能性もあるかと思います。可能な限り上位計画等を含めて記載するという事ならば可能ではないかと思います。

【奥会長】　　そこまで決まっていけない可能性もあるので、入れにくいところです。今の回答はおかしな話で、それだと事業ありきになってしまいます。他の交通体系ですとか、他の交通システムの状況を勘案することなく事業を検討することはあり得ません。これが必要だということであれば、この地域の交通状況がどうなっていて、将来予測もこうであるから、この事業が必要である、というロジックで説明されるはずですが、そこが現時点では十分に説明されているとは思えません。ある意味、事業ありきになっていますので、本当にこの事業が必要だという背景、この地域全体の中での事業の必要性、住民の方々、ここを訪れる方々の足としてこの（上瀬谷）ラインが必要であるということをしかりと将来予測も踏まえて説明してください、ということですから、それはそれで良いのではないのでしょうか。求められないという事務局の御説明は納得がいきません。

【事務局】　　事業の必要性の説明の中で、地域の交通体系についても説明をするということですので、前半の部分に、「事業の必要性を交通需要の予測等により明確にする」とありますが、ここに、「地域の交通体系も踏まえながら」を追加するのはどうでしょうか。

【奥会長】　　そういうことで、先ほどから提案させていただいていますので、そのようにお願いします。

前半に入れていただければ良いですかね。

【五嶋委員】　　木下委員の御指摘は重要だと思います。（事業の必要性に係る意見は、）そもそも最初に来るべき内容だと思います。文言の修正に加えて、順番を考えていただいたほうが良いと思います。

【奥会長】　　今までの配慮市長意見の並びは、最初の2つは必ずこの並びで一番上に出ていたということです。

【事務局】　　3つ目にしてはどうでしょうか。

1（ポツ目）、2（ポツ目）は共通のこととして記載していますので、3番目に入れればよろしいでしょうか。

【奥会長】　　（3ポツ目の）3事業連携はここが良いかと思います。どれも重要ですので、順番を入れ替えることに意味を持たないと御理解いただければと思います。

【五嶋委員】　　分かりました。

そもそも、なぜこの事業が必要なのかというのはとても大事だと思い

ます。私の推測では、エリアも広いのでこういう交通機関が必要であるとか、逆に言うと、出来るだけ歩行でやってもらう、など事業者の基本的な思想が見て取れないので、それはもう隠すことなく、どう考えてこういう事業を行うのか、その中になぜ必要なのか、どうしてこういう交通機関が必要なのかということがないと納得できない、そもそも必要なのかというのが最初の印象です。そここのところは説明していただく必要があります。

【奥会長】

そこは是非説明していただくということで、順番はこのままにさせていただきますと思います。ただ、この4ポツ目（の意見）が入っていることが非常に大きいですし、今までの市のアセスの手続の中で、事業の必要性まで問うというのはなかなかないかと思いますが、非常に重要な記述が入っていると思います。

【藤井委員】

事業ありきの話になっている部分が大きくて、博覧会の関係でそういうのがないと見栄えが悪い、みたいなことがあったと思います。我々が意見を求めて、必要性を明確にしてください、としているのも、必要性を説明できる資料が揃えば、それで問題ない、というのも委員会の方向性がずれている気がします。本当にこれが必要なのかを考えなければならないのは、市民だと思います。地権者にとってはあったほうが良いかもしれませんが、実際に利用する瀬谷地区周辺の市民の人が必要だと思っているのかは重要なのではないかと思います。例えば、「市民の意見を取り入れる」という言葉を入れられないでしょうか。交通重要の予測を明確にするということだけではなく、本当に市民が必要と思っているか、という意見も加えて、本当にこれが必要である、ということを、そうするとみんないらないと言ったらどうなるのかと思う気もしますが、そういうのがここに入ってくないと、ただ単に事業の必要性を色々なデータを集めて必要性を説明してください、と言え、事業者の方、皆さん、色々な情報を、理屈を揃えながら集めてくると思います。見栄え上は、なるほどこれは必要ですね、と最終的になるとと思いますが、それで本当に良いのかという疑問があります。五嶋委員も言われていたとおり、本当にこれが必要なのかと皆さん思っていると思います。それを私たちではなく、一番思っているのは市民だと思いますので、そういう市民の意見も踏まえて、のような言葉を入れられるのであれば、あっても良いかと思ったのですが、そういったことは難しいのでしょうか。

【奥会長】

市民の意見をどういう形で踏まえるのかというのがありますし、声をあげた方の意見が全ての市民の意見でもありません。また、市民だけが利用するわけではありません。当然、色々なニーズや意見を踏まえつつ事業を進めていくのでしょうが、これを、アセス審査会の場でそこまで求めて、それを踏まえて検討するという話ではないと思います。市としては、それは別の形で行っていくと思います。そういった御意見も出たということで、事業者にはお伝えいただくということで、アセスの手続の中での配慮市長意見として盛り込むのは違うと思います。

【中村委員】

先ほど、地域の交通体系を踏まえながら（を追加する）、と言ってくださったのでそれで良いと思いますが、今まで聞いていると、テーマパークが出来たらこれだけの人数がいるので、輸送が必要だということや、委員会の中で、「地域の住民の人達がこれを使うのですか」と聞いたときに、「ほとんど使わないだろう」というような意見が出ていまし

た。色々なことをやって交通のネットワークもできるような上位計画があるのなら、(交通需要の) 予測の中に、テーマパークが1日何万人ということだけではなく、地域全体の、というニュアンスを含ませて欲しいです。地域の住民も利用できる、といったようなニュアンスがあった方が分かりやすいと思います。

【奥会長】

地域の交通体系、交通状況、ニーズも含まれるということで、中身については、事務局から事業者に伝えていただいて、それを踏まえて、単にテーマパークを訪れる人達だけの数字で必要であるということではなく、説明を求めるということでよろしいでしょうか。記載としてはこれで良いですか。

【中村委員】

(うなずく様子)

【藤井委員】

基本的な配慮事項の(6)の【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】についてですが、配慮指針に掲げられている配慮事項に太陽光発電設備のことも書かれていますけど、配慮市長意見に太陽光発電設備のことも入れられないのでしょうか。先ほど、五嶋委員から太陽光発電が完成されたものなのかどうかという意見が出ていたのですが、実際、色々な電気器具、冷蔵庫やエアコンなども効率化が進んでいきます。技術は日々進歩していくものなので、太陽光発電のシステムとしては、ほぼ完成に近いものだと思いますが、エネルギー変換の効率化やそれを蓄える部分については、どんどん変わって良くなっていくものだと思います。ここで、「導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。」とありますので、そこに発電施設の話も入れられないかと思います。おそらく、十数年で発電施設はメンテナンスや交換が必要になってくるかもしれないですし、技術もその頃にはもっと良くなっていると思いますので、その言葉も入れられないのでしょうか。

【奥会長】

配慮書の中には、再エネ導入についての記述はありますか。

【事務局】

記載はありません。

【奥会長】

記載がありませんので、例えば、太陽光等の再エネ導入についても検討してください、などを入れるということですか。

【事務局】

例えば、再生可能エネルギーの利用についても検討してください。検討というレベルであれば、可能です。

【奥会長】

今の時点では、そういう表現になろうかと思います。再エネ導入の記述がありませんので、それも検討してください、ということになります。導入を検討する際には、効率的な利用も併せて検討していく、ということになろうかと思いますが、いかがですか。

【藤井委員】

この前の議題の部分に(意見を)言うのは可能ですか。

これが交通システムに限られるということで、太陽光エネルギー導入をここでは検討していないということであれば、前の部分に入れることは難しいですか。

【奥会長】

前の部分とはどこのことですか。

【藤井委員】

旧上瀬谷通信施設公園整備事業(の配慮市長意見)です。

【奥会長】

公園整備事業は、(配慮書の中に)太陽光の記述がありますので、それを導入する場合には、メガソーラーとならないように、ですとか、生態系や景観にも配慮した設備や規模、配置にしてください、といったことを入れました。

- 【藤井委員】 (太陽光発電について) 書いていますが、(上瀬谷ライン整備事業の配慮市長意見) を読んでいて思ったのが、先ほどの五嶋委員から技術の完成について話がありましたので、ここに利用可能な設備、技術、導入後も定期的に内容を見直す、ということが出てきたので、(公園整備事業の) 太陽光発電にも入れられないのかと思いました。配置場所と規模だけの話をしていましたが、そこに定期的な見直しという言葉は入れられないでしょうか。
- 【奥会長】 (上瀬谷ライン整備事業の配慮市長意見は) 省エネ機器の話ですので、いわゆるBAT (best available technology)、環境省が省エネ性能に応じて最善の技術をリストアップしているものがあります。それを積極的に導入してください、ということです。
- また、リストは定期的に見直され、当然技術も進歩していくので、それに応じて見直しも図ってください、という趣旨です。
- 省エネ機器を常に最善の技術や製品を用いるようにしてください、ということです。省エネ機器に限って、BATがあるので、記述しているということだと思います。
- 太陽光については、これも当然性能は進歩していくと思いますが、頻繁に入れ替えるものではない、省エネ機器も頻繁に入れ替えるものではないですが、配慮市長意見の中で、そもそもそこまで言わなくても良いのではないのでしょうか。上瀬谷ライン整備事業については、ここで入れるとしたら、「再エネ設備の導入についても検討してください」と入れるぐらいだと思います。
- 【事務局】 左の欄の(環境配慮) 指針にも書いてありますが、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるとありますので、会長がおっしゃられていたような、「設備を導入するよう検討してください」「再生可能エネルギーを利用するよう検討してください」といった内容は記載できます。
- 【奥会長】 それでは、追加してください。
- 藤井委員の御意見は、太陽光についても導入後は定期的に見直しをかけて欲しい旨も記述してはどうか、ということです。
- 両方にかかるように、「導入後も」という言葉を入れても良いかもしれませんが、定期的な見直しについては、BATに照らしてどうなのかというのを見てください、という趣旨ですので、省エネ機器とセットになっているということなのですが。
- 【藤井委員】 こちら(上瀬谷ライン整備事業の配慮市長意見) で、あえて「導入後も定期的に見直すよう努めてください」と書かれているので、ここに書くのであればと思ったのですが。
- 【奥会長】 書いても支障はないと思いますが、そこは事務局で。
- 【事務局】 公園の話になっているかと思いますが、公園の(配慮事項の)(6)に、公園事業者は太陽光発電設備を導入すると言っていたので、それに対して藤井委員のお話で生態系に配慮したといった趣旨を書いています。おそらく、導入後に定期的に太陽光発電を見直すというのは考えにくいので、導入する際に最善の技術の検討をしてください、というような、当然のことになるかとも思いますがそういった形でよろしいでしょうか。
- 【奥会長】 わざわざ書かなくても良いとは思いますが。公園の(配慮事項の)

(6)で言おうとしていることと、今の最善の技術を導入して、その後は見直しをかけてください、という話は、また違う要求になります。もし入れるならば、公園の方はもう一つポツを立てることになります。

そこは、わざわざ入れなくても良いと思いますがいかがでしょうか。当然、必要に応じて入れ替えの際には検討することになると思います。

公園は先ほど決着しているので、このままとさせていただいて、上瀬谷ラインの(配慮事項の)(6)には、「太陽光等の再エネ導入についても検討してください」という新たな項目を一つ入れるということでしょうか。

【藤井委員】

(うなずく様子)

【菊本副会長】

全般的事項の6つ目、「構造形式の選定においては」と書いているところですよ。

(上瀬谷ライン)整備事業で環境への影響、事業性、経済性、安全性に関わるのは、基本的な配慮事項の(3)とも関わるとは思います。瀬谷駅との接続の話がかなり大きく関わってくると思います。利用者がどれくらいであるか、乗換えの利用者もありますから、(全般的事項の)6ポツ目は地下化、地表などの構造形式だけではなく、駅の位置の選定、経路の選定も入れたほうが良いと思います。

【事務局】

構造形式の選定に当たって、環境への影響、事業性、経済性の中で明確にしていくようにと考えています。この文言の中で解決しようと考えています。

【菊本副会長】

(全般的事項の)6ポツ目を、「構造形式及び経路の選定においては」としていただければ良いと思います。

経路というと、駅の位置も含まれると思います。

どこを通るかは決まっていますが、(仮称)瀬谷駅の位置だけは曖昧となっています。

【奥会長】

特に駅の位置ですか。

【菊本副会長】

そうです。

【奥会長】

「構造形式、駅の位置及び経路」とするのですか。

【菊本副会長】

経路は決まっていると思いますが、(仮称)瀬谷駅がどこまで繋がるのかは示されていないと思いますので、必要です。

【奥会長】

「構造形式及び駅の位置」ですね。

【菊本副会長】

はい。もう一つ、これは別の話ですが、(全般的事項の)4ポツ目は、文章の修正案を次回(の審査会)で示していただいて議論する形ですか。それとも、ここで意見を(修正するのですか。)

【奥会長】

ここで意見を修正します。

【菊本副会長】

それでは、文章の案をここで示してください。(全般的事項の)4ポツ目は重要ですので、最終案を通して読み上げていただいて、それで委員の皆さんに後ほど伺いたいと思います。

【事務局】

「地域の交通体系を踏まえながら、事業の必要性を交通需要の予測等により明確にするとともに、他の交通システムではなく中量軌道輸送システムを整備する理由を方法書に記載してください。」

【菊本副会長】

一つ、話の中で含まれていないのが、交通需要の予測のところ、博覧会後のことも考えて、という話がありましたので、「長期的な」という言葉を追加する必要があると思います。

【奥 会 長】	「長期的な交通需要の予測」ですか。
【菊本副会長】	はい。博覧会が終わった後も含めて、必要性が示されることが必要だと思います。特に軌道を造りますから、バス等であれば本数を変更するなど後で変更することができますが、軌道を造った後は取り返しがつかなくなりますから、必要性が明確に示されないと良くないと思います。
【奥 会 長】	「長期的な」を追加するということによろしいですか。
【事 務 局】	はい。
【奥 会 長】	（全般的事項の）４ポツ目は、読み上げていただいた修正案に、「長期的な」という言葉を加え、（全般的事項の）６ポツ目は、「構造形式及び駅の位置の選定においては」とします。（基本的な配慮事項の）（６）に、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入についても検討してください。」を追加します。 このように修正していただくということによろしくをお願いします。
(4) 北仲通北地区（Ａ地区）再開発計画に関する事業内容等修正届出書について	
ア 答申（案）について事務局が説明した。	
イ 質疑	
【奥 会 長】	非常に短い文章で、これまでも通常このような記述でしたか。
【事 務 局】	先日の相鉄の立体交差事業にならった形で、まとめています。
【奥 会 長】	これを受けて、市としてアセスの再実施は不要の判断をしていくということになりますか。
【事 務 局】	その言葉は、市長からの通知ではっきりと書かせていただきます。
資 料	・令和元年度第７回（令和２年２月10日）審査会の会議録【案】 ・会議録の訂正の申出について ・（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見（案） 事務局資料 ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書に対する配慮市長意見（案） 事務局資料 ・（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書に対する配慮市長意見（案） 事務局資料 ・北仲通北地区（Ａ地区）再開発事業 環境影響評価書【計画の修正に伴う評価書との比較資料その２】事業内容等修正届出書に係る答申（案） 事務局資料